

諮問庁：原子力規制委員会委員長

諮問日：平成28年4月5日（平成28年（行情）諮問第292号）

答申日：平成29年5月1日（平成29年度（行情）答申第34号）

事件名：原子力安全委員会が特定の文書を公表するに当たり関係省庁等と行った協議の記録等の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

原子力安全委員会が平成23年8月4日、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故における緊急防護措置の解除に関する考え方について」を出すに当たり、事務方や関係省庁と行った協議の記録（議事録や議事概要、議事メモ）や関連する一切の資料（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、次の3文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

文書1 第59回原子力安全委員会速記録

文書2 第59回原子力安全委員会資料第3-1号

文書3 第59回原子力安全委員会資料第3-2号

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年12月24日付け原規総発第1512241号により原子力規制委員会委員長（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

本件対象文書は、本件請求文書と違う。については、改めて本件請求文書の内容に沿う行政文書を調査し、開示することを求める。

また、本件対象文書は、国会図書館のホームページから閲覧・印刷できるものであり、このような原処分をし、印紙代を求めるとは言語道断である。国民の知る権利を何と心得ているのか。改めて入念な調査を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分及びその理由

本件請求文書の開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書を特定し、平成27年12月24日付けで開示する原処分を行った。

2 異議申立人の主張についての検討

本件開示請求を基に、本件請求文書は、「平成23年3月11日以降、

原子力安全委員会が同年8月4日に『福島第一原発事故における緊急防護措置の解除に関する考え方について』（以下「公表文書」という。）を公表するに当たり、同委員会事務局内での協議の記録や事務局が関係省庁等と行った協議の記録、これらの関連資料、その他公表文書に関連する一切の資料」と判断した。

原子力安全委員会の議事録や資料等の行政文書は、原子力規制委員会に移管されているため、書庫等に保管している行政文書のうち、本件請求文書に該当する文書を探索した。

また、念のため、平成23年3月11日から翌年12月までに事務局が作成し、原子力安全委員会から原子力規制委員会に移管されている行政文書で、分類名から判断して、本件請求文書とは関係性が薄いと考えられる行政文書ファイルについても広く探索を行った。

しかしながら、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書の存在を確認することはできなかった。

したがって、本件請求文書について、本件対象文書のほかに、原子力規制委員会は取得も作成もしておらず、保有していないため、原処分は妥当である。

3 結論

以上のとおり、本件異議申立てについては何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件異議申立てについては棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成28年4月5日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 平成29年3月17日 | 審議 |
| ④ | 同年4月11日 | 審議 |
| ⑤ | 同月27日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書として文書1ないし文書3を特定した。

異議申立人は、本件対象文書は本件請求文書に該当しないとして、本件請求文書の再特定を求めており、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 平成24年9月19日、原子力規制委員会が発足し、原子力安全委員会等の事務は原子力規制委員会に移管され、これに伴い、原子力安全委員会が保有していた行政文書についても、原子力規制委員会に移管された。

イ 原子力安全委員会が平成23年8月4日付けで発出した公表文書は、同日付けで原子力災害対策本部長が原子力安全委員会宛てに意見を求めたもの（文書2）に対し、原子力安全委員会が原子力災害対策本部長宛てに回答した意見の内容である。

公表文書については、第59回原子力安全委員会臨時会議において協議がなされたことから、同会議の議事内容をまとめた速記録を文書1として特定した。

また、当該会議の資料として配布された、原子力災害対策本部長が原子力安全委員会宛てに意見を求めたものを文書2、公表文書案が添付された原子力安全委員会から原子力災害対策本部長宛ての回答案を文書3として特定した。

ウ 原子力安全委員会から移管された文書は、行政文書ファイル管理簿に登録されている行政文書ファイルに全てつづられているが、本件対象文書が取得又は作成されたと考えられる平成23年3月11日から8月4日までの期間に作成された行政文書ファイルのうち、福島第一原子力発電所事故の放射線防護に関連した文書及び原子力安全委員会の資料がつづられている行政文書ファイルについて確認したところ、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書の存在は認められなかった。

(2) 諮問庁から、本件対象文書及び原子力安全委員会から原子力規制委員会に移管された行政文書ファイルが記録された行政文書ファイル管理簿の提示を受けて確認したところ、第59回原子力安全委員会臨時会議において、公表文書の内容が協議されたことが確認でき、議事内容が文書1に記載されていることから、同委員会において配布された文書2及び文書3と併せて本件対象文書として特定した旨の諮問庁の上記(1)イの説明に不自然、不合理な点はなく、また、諮問庁が上記(1)ウで説明する文書探索の方法及び範囲についても不十分であるとはいえず、ほかに本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、原子力規制委員会において本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、原子力規制委員会において本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久